

気象情報に尖閣諸島を含めることを求める意見書

尖閣諸島は歴史上も国際法上も我が国固有の領土であり当市の行政区域である事から、我が国政府が有効に支配している。

尖閣諸島周辺海域は、当市漁業者を始め我が国の漁業者がかねてより良好な漁場として漁を行っている。

しかしながら1969年の国連アジア極東経済委員会が沿岸鉱物資源の調査報告で石油埋蔵の可能性が指摘されると、突如として中国が領有権を主張しはじめ、現在は中国公船による尖閣諸島周辺海域における領海接続水域への侵入等の活動を常態化させており、一方で尖閣諸島の領有の正当性を国際社会と国内向けにアピールする目的で、中国気象局と国家海洋局が尖閣諸島を中国福建省の一地域として2012年9月11日より尖閣諸島の気象情報を一般に公表している。

当市は、2010年に1月14日を尖閣諸島開拓の日と定める条例を制定した。同条例第3条(市の責務)で条例制定の趣旨にふさわしい取り組みを推進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとするとのある。

よって当市議会は、尖閣諸島周辺海域を航行する漁船や船舶の安全運航、国民世論の啓発を図る上で気象庁をはじめ、日本放送協会(NHK)及び報道機関各社による気象情報に尖閣諸島を含めることを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月17日

石垣市議会

あて先 内閣総理大臣、国土交通大臣、沖縄及び北方対策担当大臣
総務大臣、気象庁長官